

令和6年6月24日提出

## 飯塚市消防団員報酬等の過払いについて

### 1 内 容

飯塚市消防団の令和5年度中途入団者(新入団員)にかかる年額報酬を入団時からの月額算定を行わず満期年額分を支払ったもの。

2 対象者数及び対象金額 39名 574,890円

### 3 概 要

消防団員の年額報酬は「飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例施行規則」第7条において「年又は月の中途において職に就き、又は職を離れた場合は、月割計算により支給する。」となっており、また同第8条において「当該年度分をその翌年度の4月に支給する。」となっている。この支給事務について、月割支給対象者と通常(満額)支給対象者との区分をせず、総括して満額による年額報酬の計算を行ったもの。

### 4 発覚時の状況

年額報酬等の口座振込日(5/10)以降に、団員からの通報により、関連資料等を精査し、過払いの確認が取れたもの。

5 事故の要因 月割対象者が存在することの認識不足及びチェック体制不足

### 6 事故後の対応

- (1) 対象者への謝罪、正規金額の通知および超過徴収分納付書の送付
- (2) 報酬等の支払いにかかるチェック体制の再確認